

令和4年4月1日から
延べ面積300㎡以上
も再生可能エネルギー利用設備
の設置が義務づけられました

温暖化対策に関する条例改正の概要（建築物関連）

京都府・京都市では、「2050年脱炭素社会」を目指すとともに、その実現に向けて、令和2年12月に京都府地球温暖化対策条例、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例及び京都市地球温暖化対策条例を改正しました。建築物関連の条例等の概要は、以下のとおりです。

建築物主の義務

○ 特定建築物（延べ床面積2,000㎡以上の新築・増築）

□建築物排出量削減計画書（CASBEEによる評価）の提出、表示

改正内容：実施しようとする排出量削減措置項目の追加

（追加項目）・電気自動車等の充電設備の設置

・温室効果の低いフロン設備の導入

・宅配ボックスの設置など再配達の削減

□地域産木材の利用

改正内容：利用可能範囲の拡大（建築物内 → 敷地内（塀など土地に定着する工作物））

□再生可能エネルギー利用設備の設置

改正内容：・計算に用いる係数の更新

・設置基準を引上げ（3万MJ → 6万MJ～45万MJ）（令和4年4月施行※）

お忘れて
ないですか？

○ 準特定建築物（延べ床面積300㎡以上2,000㎡未満の新築・増築）

□再生可能エネルギー利用設備の設置

改正内容：設置義務の対象に追加し、基準は3万MJ（令和4年4月施行※）

○ 特定緑化建築物（敷地面積1,000㎡以上の新築・改築）

□改正なし（これまでどおり、建築確認の申請前に手続が必要です。）

※令和4年4月施行の内容は、令和4年4月1日以降に確認申請をされたものが対象となります。
（正式受付日で判断します。）

設計者（建築士）の義務

○ 新築・増築（延べ床面積10㎡未満を除く。）

□再生可能エネルギー利用設備の設置の促進

改正内容：・建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の設置に関する説明

・説明書面の保管（工事完了後3年間）

・制度の詳細や手引き等については、京都市のホームページで御確認ください。

⇒ 「京都市地球温暖化対策条例による届出」で検索

（問合せ先）京都市都市計画局建築指導部建築審査課（電話：075-222-3616）

